

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者は、災害廃棄物処理計画策定支援業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、「港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会」を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。

第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和3年2月中旬頃に、提案書類を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、第二次審査用に新たに作成いただく書類はありません。

提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、35分程度です。（説明15分、質疑20分程度）。

第二次審査の際は、統括責任者のほか、担当者も同席してください。プレゼンテーションは統括責任者に行っていただきますが、その後のヒアリングでは、統括責任者のほか、担当者にも質疑に参加していただきます。

その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 第二次審査実施日時

令和3年2月25日（木）予定

イ 実施場所

港区内

ウ 結果通知

令和3年3月上旬頃に、第二次審査に参加した全ての事業者にも文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や一部事務組合等における同種・類似事業の実績を有し、専門能力、知識を備えているか
港区の現況（地形、人口、産業構造、23区の廃棄物行政、災害時の想定被害（地域防災計画の内容）等）を踏まえた、災害時の廃棄物行政の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の特性や23区の廃棄物行政を理解できているか ・災害時にどんな困難が発生しうるか、想定は適切か
災害発生時における、実施体制や他部局・関係機関等との連携を踏まえた初動対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を円滑に行うに当たっての実施体制や関係機関等との連携の考え方は適切か ・都や関係機関との連携が円滑にいくように考えられているか ・通常の一般廃棄物処理の継続との両立が可能となるよう検討されているか ・初動対応において優先すべき業務の考え方は適切か
港区の災害廃棄物対応における課題を踏まえた、業務フローと処理フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、初動期、応急対策期、復旧・復興期といった時系列に沿って、適切に行うべき業務フローを設定しているか ・廃棄物の種別と被災状況に応じた処理フローが適切に設定されているか ・港区の現況を踏まえた災害廃棄物の対応で特に課題となるものを認識したうえでの対応策が検討されているか
災害廃棄物処理計画をもとにした災害対応力向上に向けての平時の備え及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の構成が分かりやすいものとなっているか ・研修や訓練等が継続的に行えるような具体的な取組方法が検討されているか
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール、専任性及び配置計画
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書と事業規模との差額

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を策定するに当たり、現在の社会状況や課題、計画策定の重要性を十分認識・理解しているか
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に実現性・具体性があり、業務を実施する上での区民への分かりやすい表現の工夫や独自の提案があるか

業務遂行能力・取組意欲	・提案された業務体制、人員配置等から、適切かつ安定した運営・業務遂行が見込めるとともに、本業務に取り組む強い意欲・熱意があるか
コミュニケーション能力	・質問を正確に理解し、明快かつ迅速に答えているか

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として「区内事業者と共同すること」としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、又は、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

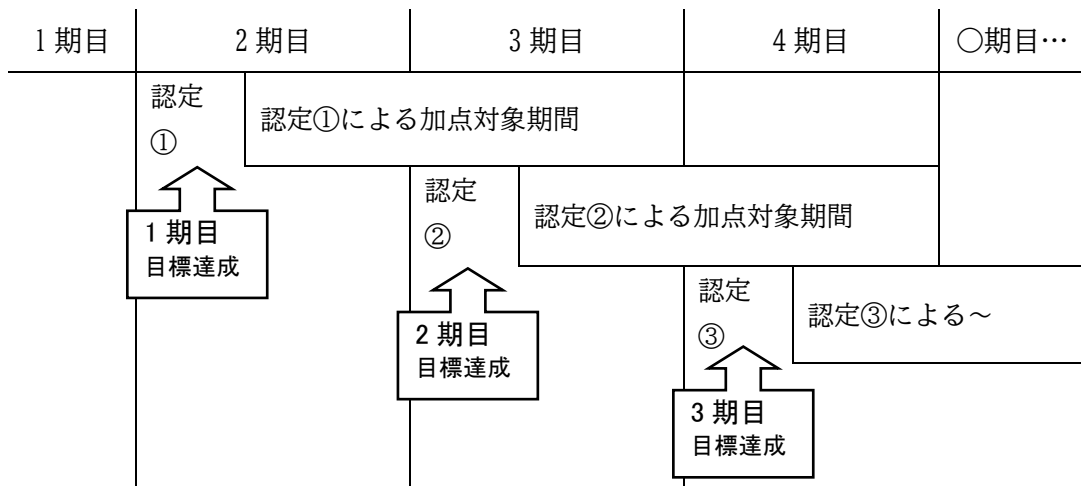
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 災害廃棄物対応の評価について

事業者として、過去5年以内に発生した災害において、被災地で災害廃棄物対応を行った場合、プロポーザル選考第一次審査における加点（事務局採点項目の配点5%加点）とします。

災害廃棄物対応を行った概要がわかる資料をご提出ください。

6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和3年1月6日（水）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和3年1月27日（水）午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和3年4月上

旬以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。